

憲法の上に掲示板（封建時代の高札）が立つ保険料率不明示（告示方式）の国保条例合憲

国民健康保険訴訟 最高裁大法廷判決について

上告人（原告） 杉 尾 正 明

2006（平成18）年3月1日…最高裁大法廷は、市町村国保の保険料について、憲法84条の規定が直接に適用されることはないが、同条の趣旨が及ぶと解するべきであるとしながら……国保条例に保険料率を明示していなくても……保険料率算定の基礎となる賦課総額の算定基準を定めた上で、市長が保険料率を決定し……決定した保険料率を告示の方式（市役所前の掲示板に貼る）により公示することを委任したことをもって、国保法81条に違反するということはできず……憲法84条（租税法律主義・租税条例主義）の趣旨に反するということもできない。として……旭川市国保条例を合憲としました。

しかしながら、国保税と国保料との差異は時効（国保税は5年・国保料は2年）以外は…ほとんどが同一であり……国保事業に要する経費の徴収を国保料のときは告示方式が合憲……国保税のときは告示方式が違憲（国保税は、目的税であり…反対給付として徴収されるものであるが〈国保料と同様〉形式が税である以上は、憲法84条の規定が適用される。）という…最高裁大法廷判決を理解・納得する国民は皆無に近いと言えるだろう。

議会の関与については、賦課総額及び保険料率の決定と告示等について、市長に一任した以上……国保事業特別会計の予算及び決算の審議を通じ、その限度での民主的統制が及ぶことになるとした。これでは、国保加入者をはじめとする住民には、国保料額の決定過程が不透明であって判らないであろう。

生活保護法による医療扶助等の保護が予定されている恒常的に生活が困窮している状態にある者を保険料の減免の対象としないことは、国保法77条の委任の範囲を超えるものではなく……旭川市国保条例の定めは、憲法25条、14条に違反しないと判示しました。

最高裁大法廷判決は、現状の国保行政を追認するものであり、立法…行政に屈服……国民の権利救済のための司法権を放棄した反動的判決であり国民の立場からは、到底受入れることのできない判決であるといえるだろう。

高 札〔こうさつ〕＝法度（はつと）・掟書（おきてがき）などを記し……人目をひく所に高くかけた板札……立札……たかふだ。

告 示〔こくじ〕＝国家・地方公共団体などが広く一般に向けて行う通知。